

令和 8 年度第 1 回厚木市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時 令和 8 年 6 月 12 日（金）午前 10 時

場所 市民交流プラザ 6 階ルーム 604

1 開会

2 厚木市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱式

3 市長挨拶

4 職員紹介

5 会長及び職務代理の選出について 資料 1 資料 2

6 案件

(1) 厚木市廃棄物減量等推進審議会について 資料 3

(2) 厚木市の廃棄物処理施策について

. 資料 4-1 資料 4-2 資料 4-3

(3) 厚木市一般廃棄物処理基本計画アンケート調査について

. 資料 5

(4) その他

7 閉会

配布資料

【資料 1】 厚木市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

【資料 2】 厚木市廃棄物減量等推進審議会条例

【資料 3】 厚木市廃棄物減量等推進審議会について

【資料 4-1】 厚木市の廃棄物処理施策について

【資料 4-2】 神奈川県内 19 市＋愛川町・清川村の一般廃棄物処理状況

【資料 4-3】 厚木市一般廃棄物処理基本計画策定方針

【資料 5】 厚木市一般廃棄物処理基本計画アンケート調査概要

厚木市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

資料 1

任期：令和8年6月1日～令和10年5月31日

No.	役 職	選出区分	氏 名	所 属	備考
1		公募市民	印南 美智子		再任
2		公募市民	横井 紀子		再任
3		関係団体	尾島 洋	厚木市廃棄物処理業協同組合理事	再任
4		関係団体	小平 克巳	協同組合厚木市資源再生センター理事	再任
5		学識経験者	中村 健	早稲田大学デモクラシー創造研究所代表理事 大正大学客員教授	再任
6		学識経験者	川手 摂	後藤・安田記念東京都市研究所研究主幹	再任
7		学識経験者	山口 泉	元厚木市自治会連絡協議会会長	再任
8		学識経験者	佐藤 勝史	アンリツ(株)環境・品質推進部長	再任
9		学識経験者	田中 香織	日本サステイナブル・レストラン協会	再任
10		学識経験者	土屋 朋恵	厚木市社会福祉協議会援護係長	新任

○厚木市廃棄物減量等推進審議会条例

令和 6 年 3 月 18 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、厚木市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画に関する事項
- (2) その他一般廃棄物の減量等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第 6 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、廃棄物減量等主管課で処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

厚木市廃棄物減量等推進審議会について

資料 3

1 法律に基づいて設置した機関です

- ①**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項（廃棄物減量等推進審議会）
 - 1 市町村はその区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。
 - 2 廃棄物処理等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。
- ②**地方自治法第138条の4第3項**
普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
- ③審議会は市長の諮問に応じて実施し、委員の皆様からいただいた意見等は答申として取りまとめ、市長に報告します。

2 ご意見等をいただく事項

- ①令和8年度に行う一般廃棄物処理基本計画、食品ロス削減推進計画策定に当たっての提言
- ②新たに実施する施策に対する意見
- ③ごみ減量リサイクルポスター及びごみ収集車イメージアップ絵画の審査 など

厚木市の廃棄物処理施策について

資料 4 - 1

1 環境施策の執行体制

環境農政部

①環境政策課

令和8年度歳出予算額： 495,068千円

②生活環境課

令和8年度歳出予算額： 340,708千円

③農業政策課

令和8年度歳出予算額： 424,497千円

④資源循環推進課

令和8年度歳出予算額： 3,487,429千円

職員数（事務所）： 19人 職員数（収集業務）： 76人

環境審議会

環境教育等推進協議会

里地里山保全等促進委員会

野生鳥獣等対策委員会

廃棄物減量等推進審議会

※ 生活環境課の一部事業を含む
（生活排水処理）

2 廃棄物減量等推進審議会の所掌事務

- ①資源循環推進課の実施する事業等に関する評価・点検
- ②生活環境課（一部）の実施する事業等に関する評価・点検
- ③一般廃棄物処理基本計画等の策定、計画の進行管理、見直しなどに関する意見の聴取
- ④新たに実施する施策に対する意見の聴取

3 令和8年度廃棄物処理等の施策及び予算の概要

資源やごみの収集運搬や処理に係る経費

内 訳	事業名	事業概要
ごみの減量化・資源化 予算額：1,709,960千円	①ごみ減量化・資源化推進事業費 ②一般廃棄物処理基本計画等策定事業費 ③戸別収集モデル地区事業費 など	①資源物の適正な収集・処理を実施 ②計画期間の最終年度（令和8年度）を迎える新たな計画の策定 ③ごみ減量やごみ出し負担の軽減などが期待できるもえるごみの戸別収集について、モデル地区を指定して実施する事業
事業系ごみ対策 予算額：115,063千円	①事業系ごみ資源化事業費 ②事業系生ごみ処理機設置補助金 など	①事業所から排出される食品廃棄物を、焼却からの脱却を図りバイオエネルギー化による資源化に取り組む。 ②生ごみ処理機を設置する事業者に対し、設置に係る費用を補助
ごみの収集運搬 予算額：189,673千円	①ごみ収集管理事業費 ②ごみ収集車等管理事業費 ③E V ごみ収集車管理事業費 など	①ごみ収集における諸経費 ②ごみ収集車両の維持管理経費 ③E V ごみ収集車の管理経費
ごみの処理 予算額：449,518千円	①環境センター維持管理事業費 ②環境センター維持補修事業費 ③資源化センター維持管理事業費 ④資源化センター維持補修事業費 など	①②環境センターの管理・補修経費 ③④資源化センターの管理・補修経費

生活排水処理に係る経費

内 訳	事業名	事業概要
合併処理浄化槽の普及 予算額：51,544千円	合併処理浄化槽整備事業補助金	市街化調整区域（下水道整備区域を除く）において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する者に対し補助金を交付
し尿の収集運搬 予算額：102,594千円	①し尿収集運搬業務委託事業費 ②し尿処理手数料徴収事務費	①家庭及び事業所から出るし尿の衛生プラントまでの運搬業務委託経費 ②し尿処理手数料の賦課及び徴収事務経費
し尿の処理 予算額：99,409千円	①衛生プラント維持管理事業費 ②衛生プラント維持補修事業費	衛生的なし尿処理を実施するための ①衛生プラント内の設備の機能保持と稼動等に係る経費 ②衛生プラント内の設備の適正な維持補修に係る経費

4 今後の審議会で審議いただく主な事項

1 一般廃棄物処理基本計画の策定について

厚木市一般廃棄物処理基本計画の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする新たな厚木市一般廃棄物処理基本計画を策定します。

2 新たに実施する施策に対する意見の聴取

終期を迎える各種施策に代替する新たな施策の検討に当たり、御意見をいただきます。

- ・事業系食品廃棄物の資源化事業（令和8年度までの時限事業）
- ・事業系生ごみ処理機設置補助金（ ” ）
- ・家庭用生ごみ処理機購入費補助金（令和9年度までの時限事業）

3 ごみ減量リサイクルポスター(小中学生) 及びごみ収集車イメージアップ絵画コンクールの審査について

小中学生が夏休みに描いたポスター及び絵画の審査を行います。



ごみ減量リサイクルポスター



ごみ収集車イメージアップ絵画

神奈川県内19市+愛川町・清川村の一般廃棄物処理状況

※令和6年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

- ① 人口1人当たりの
ごみ排出量（g/日）
- ② 生活系ごみ（資源・ごみ）
の1人1日当たりの
排出量（g/日・人）
- ③ 家庭系ごみ（資源を除く）
の1人1日当たりの
排出量（g/日・人）
- ④ 事業系ごみの1人1日当
たりの排出量（g/日・人）

順位	市名	排出量	順位	市名	排出量	順位	市名	排出量	有料	戸別	順位	市名	排出量
1	座間市	651	1	海老名市	518	1	逗子市	326	○		1	南足柄市	109
2	海老名市	664	2	大和市	533	2	海老名市	339	○	○	2	愛川町	110
3	川崎市	698	3	座間市	540	2	鎌倉市	339	○		3	座間市	111
4	茅ヶ崎市	701	3	川崎市	540	4	座間市	378			4	茅ヶ崎市	126
5	大和市	708	3	横浜市	550	4	横浜市	378			5	綾瀬市	127
6	綾瀬市	712	6	茅ヶ崎市	575	6	厚木市	390			6	秦野市	134
7	伊勢原市	745	7	藤沢市	577	7	大和市	396	○	○	7	伊勢原市	135
8	藤沢市	747	8	平塚市	580	8	川崎市	400			8	清川村	146
8	秦野市	747	9	綾瀬市	585	9	茅ヶ崎市	401	○		9	海老名市	146
10	横浜市	752	10	相模原市	587	10	綾瀬市	404			10	川崎市	158
11	相模原市	760	11	厚木市	588	11	藤沢市	405	○	○	11	横須賀市	164
12	平塚市	765	12	逗子市	593	12	三浦市	427			12	藤沢市	170
13	厚木市	775	13	伊勢原市	610	13	平塚市	428			13	相模原市	173
13	逗子市	775	14	秦野市	613	14	秦野市	438			14	大和市	175
15	横須賀市	806	15	鎌倉市	631	15	横須賀市	443			15	逗子市	182
16	南足柄市	809	16	横須賀市	642	16	相模原市	452			16	平塚市	185
17	愛川町	816	17	小田原市	689	17	伊勢原市	461			17	厚木市	187
18	清川村	858	18	南足柄市	700	18	愛川町	481			18	横浜市	202
18	鎌倉市	858	19	愛川町	706	19	清川村	497			19	小田原市	209
20	小田原市	898	20	清川村	712	20	南足柄市	510	○		20	三浦市	217
21	三浦市	970	21	三浦市	753	21	小田原市	514	○		21	鎌倉市	227

は、愛川町、清川村

神奈川県内19市+愛川町・清川村の一般廃棄物処理状況

⑤ 資源（生活系－家庭系）
の1人1日当たりの
排出量（g/日・人）

※令和6年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

順 位	市 名	生活系 (資源・ごみ)	家庭系 (ごみ)	資 源 (生活-家庭)	資源化率
1	鎌倉市	631	339	292	46.28%
2	逗子市	593	326	267	45.03%
3	三浦市	753	427	326	43.29%
4	海老名市	518	339	179	34.56%
5	厚木市	588	390	198	33.67%
6	愛川町	706	481	225	31.87%
7	横浜市	550	378	172	31.27%
8	横須賀市	642	443	199	31.00%
9	綾瀬市	585	404	181	30.94%
10	茅ヶ崎市	575	401	174	30.26%
11	清川村	712	497	215	30.20%
12	座間市	540	378	162	30.00%
13	藤沢市	577	405	172	29.81%
14	秦野市	613	438	175	28.55%
15	南足柄市	700	510	190	27.14%
16	平塚市	580	428	152	26.21%
17	川崎市	540	400	140	25.93%
18	大和市	533	396	137	25.70%
19	小田原市	689	514	175	25.40%
20	伊勢原市	610	461	149	24.43%
21	相模原市	587	452	135	23.00%

厚木市一般廃棄物処理基本計画（2027～2035）策定方針

1 計画策定の趣旨

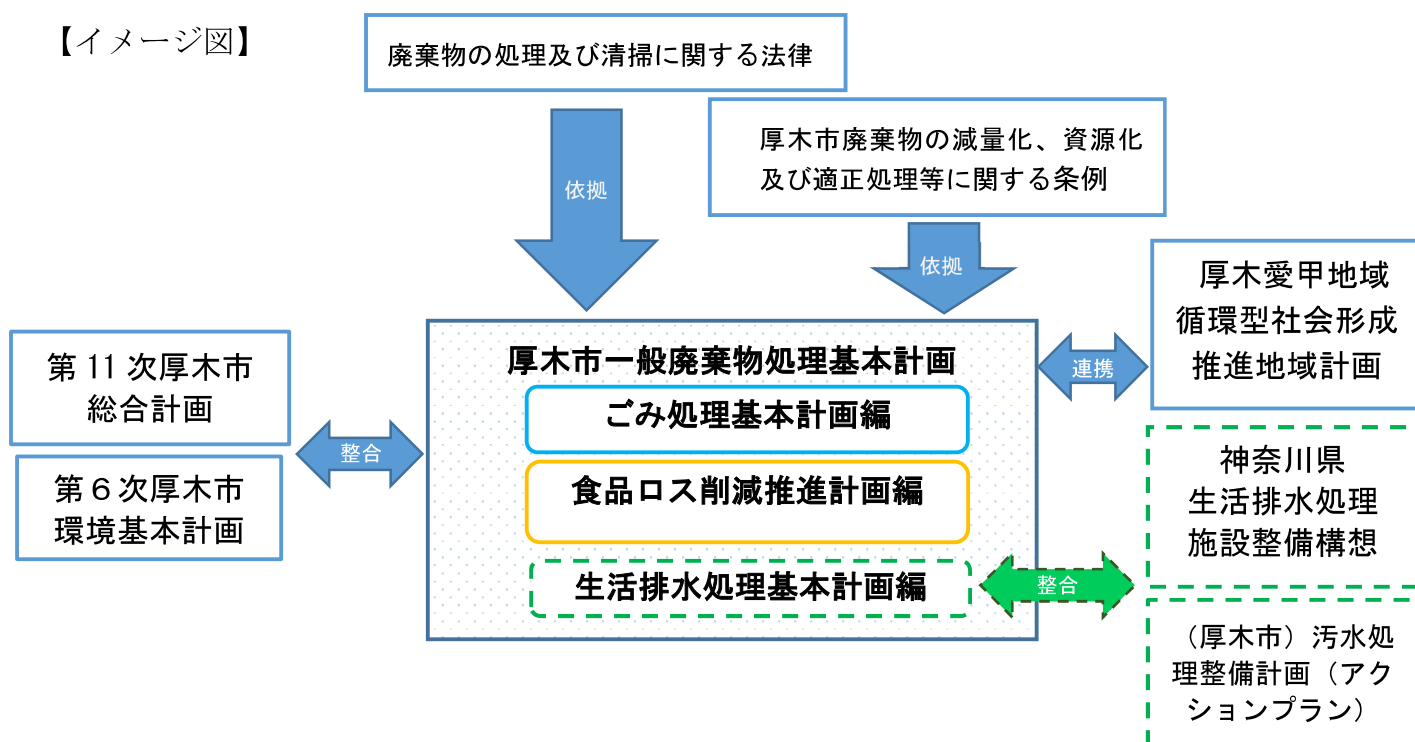
厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）の計画期間が令和 8 年度をもって満了を迎えることから、令和 9 年度を始期とする新たな厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、ごみや資源の処理を取り巻く近年の社会情勢等を踏まえ、循環型社会を形成するための基本的な計画を定めるものです。

また、令和 4 年度に策定し、同時期に満了を迎える厚木市食品ロス削減推進計画についても、食品ロスが一般廃棄物に該当し、食品ロス削減のための各施策がごみの減量化・資源化につながることから、本計画に統合するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」及び「厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づいて策定するものです。本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置し、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画及び生活排水処理基本計画で構成します。

【イメージ図】



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 9 年度から第 11 次総合計画の終期と合わせ、令和 17 年度までの 9 年間とし、中間年次（令和 13 年度）での見直しを行います。

なお、制度改正等、ごみや資源を取り巻く社会情勢が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画策定についての基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、現計画の成果と課題を検証し、これまでの社会状況の変化等に留意します。また、廃棄物行政の抱える大きな課題である、人件費の高騰に伴うごみや資源の収集運搬及び処理に係る経費の増加についても留意します。

（１）家庭系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

家庭系一般廃棄物の排出量は、現計画の開始年度である令和２年度は 442 g / 人・日でしたが、令和 6 年度実績は 390 g / 人・日となっており、現計画の目標年次である令和 8 年度 383 g / 人・日の達成に向けて着実に減量が進んでいます。

今後も、3 R（リユース・リデュース・リサイクル）の意識の醸成と環境負荷の軽減や循環型社会の形成を推進するため、更なる減量化と資源化を推進する必要があります。

（２）事業系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

事業系一般廃棄物の排出量は、現計画の開始年度である令和２年度は 202 g / 人・日でしたが、令和 5 年度実績は 187 g / 人・日で着実に減量が進んでいます。

一方で、搬入される事業系一般廃棄物の中には、プラスチック類など産業廃棄物として処理されるべきものが散見されており、事業者自らの責任において適正に処理するよう、引き続き周知啓発の徹底が必要です。

（３）食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減の取組

食品ロスの多くは、食品卸売業や食品小売業などの流通段階と、外食産業や家庭などの消費段階で発生しています。家庭での食品ロスを削減するため、食品ロス削減に対する意識の啓発と削減への具体的な手法を検討します。

また、事業系の食品ロスを削減するため、事業者と協働による取組を検討します。

（４）収集日程等の見直し

現在の収集日程は、平成 21 年 10 月に開始されてから、新たな品目の追加等はあるものの、大幅な見直しは行われておりません。現在のライフスタイルや社会情勢に応じた見直しを行います。

（５）もえるごみの戸別収集の在り方の検討

市内の一部の地区では、もえるごみの戸別収集をモデル地区として実施しておりますが、従来の集積所収集の地区との、行政サービスの格差が生じており、引き続き今後の在り方について検討します。

（６）環境センターの跡地利用の検討

令和 7 年 12 月に新たなごみ中間処理施設である「あつあいクリーンセンター」が稼働したことに伴い、環境センターの跡地利用について検討します。

（７）資源化センターの在り方の検討

資源化センターは、竣工から 25 年が経過しており、ペットボトルや缶等の資源の処理方法等、時代に沿った安定的な施設運営を行うためには、老朽化した施設の建替、移転又は大規模改修等の方向性を検討します。

（８）生活排水処理率向上に向けた検討

市域を流れる河川は市民生活に密接に関わっています。良好な生活環境と河川の汚濁防止のためには生活排水の適切な処理が極めて重要ですが、現計画において達成目標としている生活排水処理率は令和６年度に95.1%と、目標年次の令和８年度94.5%を達成しています。

一方、近年、人口減少など社会・経済情勢が変化していることから、公共下水道事業としては地震対策や老朽化対策といった他の重要課題とのバランスを考慮し、新たな施設整備には慎重にならざるを得ない状況があります。

今後につきましては、生活排水処理率の更なる向上のため、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備区域について公共下水道事業と十分な連携を図り、くみ取便槽及び単独処理浄化槽からの転換を促進する必要があります。

５ 計画策定に当たって考慮すべき視点

（１）民間事業者との協働

民間事業者との協働で市民が資源を出しやすい環境の整備を進め、民間事業者主導による新たな処理スキームの構築を行うことで、経費等の削減と資源化の推進に努めます。

（２）あらたな資源化品目の検討について

もえるごみとして処理されている紙おむつや厨芥類（生ごみ）^{ちゅうがいのりい}は、資源化する手法が確立されつつあります。資源化が可能になることで、もえるごみの削減につながることから、民間事業者の技術力を活用した資源化を検討します。

（３）外国人への対応

市内に居住する外国人の数が増加したことで、ごみ出しマナーが守られていない等の苦情が増加傾向にあります。ＳＮＳ等を効果的に活用し、多言語でごみの出し方等を情報提供し、マナーの向上に努めます。

６ 策定体制

（１）厚木市廃棄物減量等推進審議会（附属機関）

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者から構成された審議会が計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議し答申します。

（２）市民参加手続

計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく市民アンケートやパブリックコメントなどによる市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。

７ 進行管理

P D C Aサイクルに基づき、本計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を厚木市廃棄物減量等推進審議会において継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど、計画の実効性を確保します。

8 策定スケジュール

計画の策定に当たっては、次のスケジュールのとおり、計画的に取組を進めます。

	令和7年度				令和8年度											
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定状況			●策定方針 (2/4, 12)										●計画(素案)			計画策定★
附属機関		●策定方針 (1/23)					●廃棄物減量等推進審議会				●廃棄物減量等推進審議会諮問		●廃棄物減量等推進審議会答申			
市民参加							アンケート調査						パブリックコメント			

厚木市一般廃棄物処理基本計画策定に係るアンケート調査 概要

○目的

ごみの減量化による環境負荷の軽減と、ごみ処理経費の抑制に向け、市民の意識や行動の傾向を把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため実施するものです。

○概要

1. ごみの減量化・資源化への取組やごみ処理に関する意向調査
2. 計画を推進する上での課題を抽出するための基礎調査
3. 循環型社会を形成するために必要な取組を検討するための基礎調査

○アンケートのねらい

1【市民向け】効果的な資源回収体制の検討

資源物として分別可能なごみの誤排出を踏まえ、分別に関する課題や困難な経験、わかりにくい品目や回収拠点設置の希望・意見を明らかにし、分別実態を調査

2【市民向け】効率的かつ安定した収集体制の構築を検討

収集スケジュール見直し検討の基礎資料として、収集頻度調整が住民の利便性に与える影響を把握

3【事業者向け】事業系ごみの適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排出者責任や事業系ごみの適正分別や処理認知度を確認し、処理の現状と課題を把握

4【事業者向け】事業系ごみの排出抑制の制度検討

事業所のごみ減量・資源化状況や阻害要因を調査し、支援策・制度設計・啓発活動に活用

○調査期間

令和8年7月

○アンケート調査

1 家庭系ごみに関するアンケート調査

対象	市内在住の20歳以上の男女(同一世帯内に調査対象者は1名)
調査方法	郵送配布・郵送回収
郵送数	3,000名
記名方式	無記名方式

2 事業系ごみに関するアンケート調査

対象	市内の事業者
調査方法	郵送配布・郵送回収
郵送数	300 事業者
記名方式	無記名方式

家庭系ごみに関するアンケート調査への御協力について

日頃からごみの減量化・資源化、分別収集などに御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

厚木市では、循環型社会の形成、環境負荷の低減、ごみの適正処理の推進を図るため、「厚木市一般廃棄物処理基本計画」の策定に着手しています。

この策定に当たって、市民の皆様の日頃のごみの減量化・資源化への取組やごみ処理に関する御意見などを調査し、計画を推進する上での課題を見つけ、循環型社会の形成を実現するために必要な取組を検討する際に活かしたいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨を御理解いただき、アンケートの回答に御協力くださいますようお願いいたします。

令和8年7月

厚木市長 山口 貴裕

【対象者の抽出方法と個人情報の取扱いについて】

- ・ このアンケートは、市民の皆様から無作為に3,000世帯を選ばせていただき、調査票をお送りいたしました。
- ・ このアンケートは、無記名方式で行いますので、アンケート用紙や返信用封筒にお名前や御住所など記入する必要はありません。
- ・ 御記入いただいた調査票は、統計的に処理し、その結果のみを「厚木市一般廃棄物処理基本計画」策定の基礎資料として活用します。
- ・ これら一連の作業を通じ、個人あるいは個々の調査票が公表されることは一切ありません。

【御記入にあたってのお願い】

- ・ 調査票への御記入は、配布された本人が回答してください。（御家族の方が代筆されても結構です。）選択肢の一つに○をつけるもの、複数に○をつけるもの、文章などで記入するものなど、様々な回答方法があります。お手数ですが問いをよくお読みになって御回答ください。
- ・ お答えが難しい質問の場合は、できる範囲の御回答で結構です。

御回答いただいた後は、記入漏れなどがないかをお確かめの上、用紙をそのまま折りたたんで同封の返信用封筒（切手は不要です。）に入れ、7月31日(金)までに御投函ください。

【御不明の点や御質問などがございましたら、次の担当課にお問い合わせください。】

担当 厚木市 環境農政部 資源循環推進課 資源循環推進係
〒243-0807 厚木市金田 1641 番地 1（環境センター内）

電 話：046-225-2793

F A X：046-224-0920

（委託調査機関）※委託調査機関で集計等を行いますので、返信先がこちらとなります。

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町二丁目 7 番 1 号
株式会社 環境施設コンサルタント

1 あなた自身について

問1 あなたの性別を教えてください。(〇は一つ)

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

問2 あなたの年齢を教えてください。(〇は一つ)

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代
4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上

問3 あなたを含めた同居の家族は何人ですか。(〇は一つ)

1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人
5. 5人 6. 6人 7. 7人以上

問4 居住地域を教えてください。(〇は一つ)

	地区名	町丁目
1	厚木北	松枝1～2丁目、元町、東町、寿町1～3丁目、水引1～2丁目、厚木町、中町1～4丁目、栄町1～2丁目、田村町、吾妻町
2	厚木南	幸町、泉町、旭町1～5丁目、南町
3	依知北	上依知、猿ヶ島、山際、下川入
4	依知南	関口、中依知、下依知、下依知1～3丁目、金田
5	睦合北	棚沢、三田、三田南1～3丁目、三田1～3丁目
6	睦合南	妻田北1～4丁目、妻田南1～2丁目、妻田東1～3丁目、妻田西1～3丁目
7	睦合西	及川、及川1～2丁目、林1～5丁目、王子1丁目
8	荻野	上荻野、まつかけ台、みはる野1～2丁目、中荻野、下荻野、鳶尾1～5丁目
9	小鮎	飯山、飯山南1～5丁目、上古沢、下古沢、宮の里1～4丁目
10	南毛利	戸室1～5丁目、恩名、恩名1～5丁目、愛名、温水、温水西1～2丁目、長谷、毛利台1～3丁目
11	南毛利南	船子、愛甲、愛甲1～4丁目、愛甲東1～3丁目、愛甲西1～3丁目
12	玉川	七沢、小野、岡津古久
13	森の里	森の里若宮、森の里青山、森の里1～5丁目
14	相川	岡田、岡田1～5丁目、酒井、戸田、下津古久、上落合、長沼
15	緑ヶ丘	王子2～3丁目、緑ヶ丘1～5丁目

問5 お住まいの形態を教えてください。(〇は一つ)

1. 一戸建て(持ち家) 2. 一戸建て(賃貸) 3. アパート・マンション(持ち家)
4. アパート・マンション(賃貸) 5. 店舗兼住宅(持ち家 あるいは 賃貸)
6. その他(具体的に)

2 ごみの減量について

厚木市では今年度までに平成14年度比でごみ減量化率50%を目標とし、ごみの減量化・資源化に取り組んでおります。令和7年度末(速報値)で減量化率49.7%と目標達成に向けて順調に減量化が進んでいる状況です。今後も更なるごみの減量化・資源化を進めていく必要があります。

問6 あなたは、ごみの減量について関心がありますか。(○は一つ)

1. 非常に関心がある 2. ある程度関心がある 3. あまり関心がない
4. 全く関心がない 5. 分からない

問6で「1. 非常に関心がある」又は「2. ある程度関心がある」と答えた方にお聞きします。

問7 ごみの減量のために、心掛けていることは何ですか。（複数選択可）

1. 食材は必要な量だけ購入し、使い切っている（使いキリ）
2. 必要な量だけ作り、残さず食べている（食べキリ）
3. 生ごみを捨てる前に絞ってから捨てている（水キリ）
4. 分別を徹底してごみとして排出しない
5. 必要な物だけを買うようにしている
6. 小分けしたものなど過剰包装商品を避け、ごみになるものを受け取らない
7. 冷蔵庫の中身を定期的に確認している
8. 繰り返し使える製品や詰替え製品を買っている
9. マイバッグを持参するなどして、レジ袋を購入しないようにしている
10. マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用している
11. 壊れにくく、長持ちする製品を買っている
12. 生ごみ処理機等を利用して、ごみを減量化したり堆肥化したりしている
13. その他（ ）

問6で「3. あまり関心がない」又は「4. 全く関心がない」と答えた方にお聞きします。

問8 ごみの減量に消極的な理由は何ですか。（複数選択可）

1. ごみの分別の仕方が分からないため
2. ごみの減量を実践しても効果が実感できないため
3. ごみを減らす努力が面倒であるため
4. ごみを減らす必要性を感じていないため
5. 計画的に購入するのが面倒なため
6. すでに出しているごみの量が少ないため
7. 今までのライフスタイルを変えられないため
8. その他（ ）

問9 ごみの発生抑制、減量を推進するために、厚木市はどのような取組をするべきだと思いますか。（3つまで選択可）

1. 資源の分別の更なる周知徹底
2. 資源回収品目を増やす
3. 食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切りを推奨する
4. 生ごみ処理機購入費助成制度の利用を促進
5. 製品プラスチックの分別の推進
6. 小型家電（デジタルカメラ・ゲーム機など）を回収してレアメタルのリサイクル
7. 詰め替え可能な商品の使用をPR
8. 事業者に対し、バラ売りやはかり売りの協力を求める
9. マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす
10. ごみ問題に対するPRを強化して、ごみ減量に対する意識啓発を促進
11. 市民の意識の高揚を図るため、環境学習講座を実施
12. 児童・生徒への環境教育の充実
13. 家庭系ごみより事業系ごみの減量の推進
14. 家庭系ごみの有料化を実施
15. その他（具体的に _____ ）

3 生ごみの処理について

生ごみは家庭から出るもえるごみのうち、約40～50%を占めています。また、生ごみの約80%は水分だと言われています。

問10 あなたは、生ごみの量を減らすために、工夫していることがありますか。
（複数回答可）

1. 三角コーナーで水を切っている
2. 手でしぼっている
3. 風に当てるなど自然乾燥させている
4. 生ごみ処理機などを使っている
5. 工夫していることはない
6. その他（ _____ ）

問11 あなたは、生ごみの減量ができる生ごみ処理機を持っていますか。（○は一つ）

1. 持っている
2. 持っていない

問12 厚木市では、生ごみ処理機の購入費の助成（本体価格の80%の助成：2万円上限）を行っています。あなたは、この助成制度を知っていますか。（〇は一つ）

1. 助成制度を知っていて利用したことがある
2. 助成制度は知っているが利用したことはない
3. 助成制度を知らない

問13 この助成制度を利用して、生ごみ処理機を購入したいと思いますか。（〇は一つ）

1. 助成があるなら購入したい
2. 助成があるなら購入を検討したい
3. 金額の上限など助成の条件が変われば検討したい
4. 助成があっても購入はしない

問14 今後、家庭から出る生ごみについて、新たに「生ごみ」として分別して資源化することについてあなたはどのように思いますか。（〇は一つ）

1. 賛成である
2. どちらかというと実施した方がよい
3. どちらかというと実施しない方がよい
4. 反対である
5. 分からない

4 ごみの資源化について

問15 ごみの資源化のために、心掛けていることは何ですか。（複数選択可）

1. 資源を品目ごとにきちんと分別している
2. チラシや包装紙、空き箱などの雑がみをもえるごみではなく資源として出している
3. プラマークのついたプラスチック製容器包装は資源として出している
4. 雑草やせん定枝は資源として回収を依頼している
5. スーパーマーケットなどの店頭回収を利用している
6. 再生資源を利用した商品を購入するようにしている
7. 使い捨て商品を選ばず、詰め替え製品を選ぶようにしている
8. フリーマーケットやリサイクルショップを活用している
9. フリマアプリなどインターネットサービスで不用品の売買や譲渡をしている
10. 小型家電や光学ディスク回収ボックスを利用している
11. 特になし
12. その他（具体的に

）

問15で「11. 特になし」と答えた方にお聞きます。

問16 ごみの資源化に消極的な理由はなんですか。(複数選択可)

1. ごみの分別が面倒なため
2. ごみの分別の仕方が分からないため
3. ごみを資源化する必要性を感じていないため
4. ごみの資源化を実践しても効果が実感できないため
5. 保管する場所がないため
6. 今までのライフスタイルを変えられないため
7. その他 ()

問17 あなたは、ごみの分別区分についてどのように感じていますか。(○は一つ)

1. ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めた方がよい
2. ごみの分別区分が多すぎるので、区分を減らしたほうがよい
3. 分別区分は今のままでよい
4. その他(具体的に)

問18 あなたは、資源の分け方・出し方について、困った経験はありますか。(複数選択可)

1. 分別方法がわからない
2. 収集曜日がわからない
3. 集積所の場所がわからない
- 3.ほとんどない

問19 ごみの出し方・分け方について、わからない品目はありますか。(複数選択可)

1. 紙類
2. 布類
3. プラスチック製容器包装
4. ガラス類
5. 金物類(なべ、時計、針金ハンガー、小型家電製品など)
6. 有害ごみ(乾電池、リチウムイオン電池、ライター、蛍光灯など)
7. 缶類
8. びん類
9. ペットボトル
10. 廃食用油
11. せん定枝
12. その他 ()
13. 特になし

問20 分別区分がわからない場合、どのようにしていますか。(複数選択可)

1. 市公式HPで調べる
2. 市公式LINEで調べる
3. 「資源とごみの正しい出し方家庭用ガイドブック」で調べる
4. 厚木市環境センターに問い合わせる
5. もえるごみと一緒に出す
6. わからない品目がない
- 7.その他 ()

【雑がみについて】

雑がみとは、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のことです。
(例：お菓子の箱、包装紙、ティッシュペーパーの外箱、タバコの箱、封筒、はがきなど)
※次のものは、雑がみとしては出せません。

- ・防水加工された紙（ヨーグルトやカップ麺の容器など）
- ・汚れた紙、カーボン紙
- ・感熱紙（FAX用紙、レシートなど）
- ・アルミコーティングされた紙
- ・ティッシュペーパー
- ・においのついた紙（石鹸、線香、洗剤の箱など）

問21 あなたは、紙類（雑がみを含む）をどのように出していますか。（○は一つ）

1. 紙類の日に出している
2. スーパーマーケットなどの店頭回収を利用している
3. もえるごみとして出している
4. その他（ ）

問22 今後、家庭から出る紙おむつについて、新たに「紙おむつ」として分別して資源化することについてあなたはどのように思いますか。（○は一つ）

1. 賛成である
2. どちらかというと実施した方がよい
3. どちらかというと実施しない方がよい
4. 反対である
5. 分からない

【廃食用油について】

廃食用油とは、調理に使用した油や消費期限切れの植物性食用油のことです。
(例：サラダ油、オリーブオイル、ごま油などの植物性油)

問23 あなたは、廃食用油を資源化していることを知っていますか。（○は一つ）

1. 知っている
2. 知らない

問24 あなたは、廃食用油をどのように排出していますか。（○は一つ）

1. そのまま排水溝に流している
2. 固めてもえるごみとして出している
3. 紙や布に染み込ませてもえるごみとして出している
4. 不用となったペットボトルにいれて資源として出している
5. 排出の仕方が分からない
6. その他（ ）

【せん定枝について】

せん定枝とは、家庭から出る木の枝（葉が付いているものも可）、落ち葉、雑草です。
ただし、幹の太さは直径12センチ以内のものに限ります。

※次のものは、せん定枝としては出せません。

- ・竹、シュロ、サツマイモやゴーヤなどのつる等繊維質の強い植物、野菜や果物の果実
- ・袋の中にせん定枝以外の園芸用品、石などが混入しているもの

問25 あなたは、せん定枝を資源化していることを知っていますか。（○は一つ）

1. 知っている
2. 知らない

問26 あなたは、せん定枝をどのように排出していますか。（○は一つ）

1. もえるごみの日に集積所に出している
2. 厚木市資源再生センターに申し込んで戸別に収集してもらっている
3. 集積所で収集する地区なので、指定の曜日に集積所に出している
4. 厚木市環境センターに持ち込んでいる
5. その他（）

5 食品ロスについて

「食品ロス」とは、「本来、食べられるのに廃棄される食品」のことで、日本国内で年間612万tあるといわれています。

問27 あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。(○は一つ)

1. 聞いたことがあり、言葉の意味を知っている
2. 聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない
3. 聞いたことがない

問28 あなたは、まだ食べられる食品を廃棄したことがありますか。(○は一つ)

1. ある
2. ない

問28で「1. ある」と答えた方にお聞きします。

問29 食品ロスの内容はどのようなものですか。(複数選択可)

1. 食事の食べ残し(食事などを作りすぎて食べきれなかったもの)
2. 直接廃棄(手つかず食品：賞味・消費期限切れ食品、鮮度が落ちた食材など)
3. 過剰除去(調理時に、野菜の皮などを厚くむくなど食べられる部分まで取り除くこと)

問29で「2. 直接廃棄」と答えた方にお聞きします。

問30 食品を廃棄した理由を教えてください。(複数選択可)

1. 購入したことを忘れてしまい、賞味期限や消費期限が過ぎてしまった
2. 買いすぎてしまい、食べきれなかった
3. 口に合わず、食べたくなかった
4. 外食などで食べる機会を失ってしまった
5. その他()

問31 「食品ロス」を削減するため、どのような取組が必要だと思いますか。(複数選択可)

1. 買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする
2. ばら売りや小袋などを活用し、必要な量だけ購入する
3. 食品の賞味(消費)期限に注意し、冷蔵庫の手前に並べるなど、食べ忘れないようにする
4. 料理は残さず食べる
5. 野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使う
6. その他()

6 ごみの分別・排出状況について

問32 あなたは、厚木市が行っているごみの収集回数についてどのように感じていますか。
また、あなたの御家庭におけるごみの排出頻度はどの程度ですか。(〇は一つずつ)

収集回数 分別区分 (現在の収集回数)	厚木市のごみ収集回数				ごみの排出頻度				
	減 ら し て も よ い	ち ょう ど よ い	増 や し た 方 が よ い	分 か ら な い	毎 回	ほ ぼ 毎 回	半 分 程 度	ほ と ん ど 出 な い	分 か ら な い
例: ①もえるごみ(週2回)	1	②	3	4	①	2	3	4	5
① もえるごみ(週2回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
② 紙類(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
③ 布類(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
④ プラスチック製 容器包装(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑤ 缶類(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑥ びん類(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑦ ペットボトル(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑧ 廃食用油(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑨ もえないごみ (ガラス類)(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑩ もえないごみ (金物類)(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑪ もえないごみ (有害ごみ)(週1回)	1	2	3	4	1	2	3	4	5

問33 公民館などの公共施設に回収拠点を設け、資源物を出せるようになった場合、利用しますか。(〇は一つ)

1. 遠くでも利用する 2. 近ければ使用する 3. 利用しない
4. その他（ ）

問34 回収拠点を設けてほしい資源物を教えてください。(複数選択可)

1. 紙類 2. 布類 3. プラスチック製容器包装 4. 廃食用油
5. その他（ ） 6. 特になし

7 ごみの収集について

問35 あなたの使用しているごみ集積所までの距離はどの程度ですか。(○は一つ)

1. 敷地内 2. 10m以内 3. 11～50m位
4. 51～100m位 5. 100m以上

問36 あなたは、ごみ集積所でのごみ出しについて、どの程度負担を感じていますか。
(○は一つずつ)

	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない
例:① ごみ集積所までの距離	1	②	3	4
① ごみ集積所までの距離	1	2	3	4
② 雨の日や暑い日のごみ出し	1	2	3	4
③ ごみの重さ	1	2	3	4
④ ごみの分別	1	2	3	4
⑤ 収集日が限られている	1	2	3	4
⑥ その他(具体的に記入)	()			

問37 利用されているごみ集積所について、ここ1年以内の状況を教えてください。(複数選択可)

1. 衛生状態が悪い 2. カラスや猫等による散乱がある 3. 分別が守られていない
4. 他地区からの持ち込みがある 5. 資源物の持ち去りがある 6. 不法投棄がある
7. 当番の負担が大きい 8. 曜日・時間を守らない人がいる
9. 前日に出す人がいる 10. 外国の方でルールが伝わっていない人がいる
11. 店舗、事業所のごみが出ている 12. 一度に大量のごみを出す人がいる
13. 特に問題はない
14. その他()

【戸別収集について】

厚木市では、集積所を利用した収集ではなく、1軒1軒戸別に収集する「戸別収集」をモデル事業として実施している地区があります。戸別収集をすることで、各世帯が排出したごみに責任を持ち、ごみ問題への意識が高まることが期待されます。一方で、収集するための車の台数が増え、収集車両からの二酸化炭素や収集コストが増加するデメリットがあります。

問38 あなたは、もえるごみの戸別収集についてどう思いますか。(〇は一つ)

1. 費用がかかっても自治会の負担や市民の利便性を考えると賛成
2. 費用対効果を考えると反対
3. 分からない
4. その他 ()

8 ごみ減量化・資源化に関する情報等について

問39 あなたは、ごみの減量化・資源化に関する情報をどこから得ていますか。(複数選択可)

1. 厚木市の公式ホームページ
2. 広報あつぎ
3. 自治会の回覧
3. 新聞やタウン誌の記事
5. 集積所の掲示
6. その他 ()

9 新たな取り組み・技術について

問40 あなたは、不用品のリユースやシェアリングについて、以下に示すサービスの中から活用したことがあるものを教えてください。(複数選択可)

1. メルカリ
2. ジモティー
3. 楽天ラクマ
4. Yahoo!フリマ
5. その他 ()

問41 資源物の店頭回収について、以下に示す内容の中から活用したことがあるものを教えてください。(複数選択可)

1. 牛乳パック
2. 食品トレー
3. ペットボトル
4. 空き缶
2. 発泡スチロール
5. その他 ()

自由意見

厚木市のごみ処理やごみ減量化・資源化について、お気づきのことや御意見などがありましたら、自由に御記入ください。

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

事業系ごみに関するアンケート調査への御協力について

日頃からごみの減量化・資源化、分別収集などに御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

厚木市では、循環型社会の形成、環境負荷の低減、ごみの適正処理の推進を図るため、「厚木市一般廃棄物処理基本計画」の策定に着手しています。

この策定に当たって、事業者の皆様の日頃のごみの減量化・資源化への取組やごみ処理に関する御意見などを調査し、計画を推進する上での課題を見つけ、循環型社会の形成を実現するために必要な取組を検討する際に活かしたいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨を御理解いただき、アンケートの回答に御協力くださいますようお願いいたします。

令和8年7月

厚木市長 山口 貴裕

【対象者の抽出方法と個人情報の取扱いについて】

- ・ このアンケートは、市内の事業所の中から無作為に300事業所を選ばせていただき、調査票をお送りいたしました。
- ・ このアンケートは、無記名方式で行いますので、アンケート用紙や返信用封筒にお名前や御住所など記入する必要はありません。
- ・ 御記入いただいた調査票は統計的に処理し、その結果のみを「厚木市一般廃棄物処理基本計画」策定の基礎資料として活用します。
- ・ これら一連の作業を通じ、事業所あるいは事業所の調査票が公表されることは一切ありません。

【御記入にあたってのお願い】

- ・ 調査票への御記入は、貴事業所の中で、日頃、ごみを扱っている方、またはごみを管理監督されている方をお願い致します。ただし、回答者個人ではなく、「事業所として」御回答ください。
- ・ 選択肢の一つに○をつけるもの、複数に○をつけるもの、文章などで記入するものなど、様々な回答方法があります。お手数ですが問いをよくお読みになって御回答ください。
- ・ お答えが難しい質問の場合は、できる範囲の御回答で結構です。

御回答いただいた後は、記入漏れなどがないかをお確かめの上、用紙をそのまま折りたたんで同封の返信用封筒（切手は不要です。）に入れ、7月31日(金)までに御投函ください。

【御不明の点や御質問などがございましたら、次の担当課にお問い合わせください。】

担当 厚木市 環境農政部資源循環推進課 資源循環推進係
〒243-0807 厚木市金田 1641 番地 1（環境センター内）

電 話：046-225-2793

F A X：046-224-0920

（委託調査機関）※委託調査機関で集計等を行いますので、返信先がこちらとなります。

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町二丁目7番1号

株式会社 環境施設コンサルタント

1 事業所について

問1 貴事業所の業種を教えてください。(〇は一つ)

- | | | | | |
|--------------|--------------|-------------------|-----------|---------|
| 1. 建設業 | 2. 製造業 | 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4. 運輸業 | |
| 5. 情報通信業 | 6. 卸売業 | 7. 小売業 | 8. 飲食業 | 9. 不動産業 |
| 10. 金融・保険業 | 11. 宿泊業 | 12. 医療、福祉 | 13. 教育、学習 | |
| 14. 不動産の貸付け | 15. 建物・ビルの管理 | 16. サービス業（1～15以外） | | |
| 17. その他（具体的に | | | | ） |

問2 貴事業所の従業員数(家族従事者・パート・アルバイトも含む。)について教えてください。
(〇は一つ)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 1～4人 | 2. 5～9人 | 3. 10～19人 | 4. 20～49人 |
| 5. 50～99人 | 6. 100人以上 | | |

問3 貴事業所の延べ床面積について教えてください。(〇は一つ)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 100㎡未満 | 2. 100㎡以上～500㎡未満 |
| 3. 500㎡以上～3,000㎡未満 | 4. 3,000㎡以上 |

2 事業所のごみ処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法には、事業系ごみの排出者責任が次のように定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

問4 貴事業所では、この事業者の排出者責任について、知っていますか。(〇は一つ)

- | |
|--|
| 1. 法律の規定を含め、十分に認識している |
| 2. 法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている |
| 3. 排出者に処理の責任があることを知らない |
| 4. 分からない |

問5 事業活動で生じた廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、それぞれ処理方法が異なります。事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別の違いを知っていますか。(〇は一つ)

- | | | | |
|----------|--------------|------------|---------|
| 1. 知っている | 2. ある程度知っている | 3. あまり知らない | 4. 知らない |
|----------|--------------|------------|---------|

問6 貴事業所には、ごみ置き場がありますか。(○は一つ)

1. 敷地内に自社専用のごみ置き場がある
2. 建物の入居者共同のごみ置き場がある
3. 移動式ごみコンテナ等を置いている
4. ごみ置き場はない
5. その他（ ）

問7 事業活動で生じた廃棄物に対して、自らが処理するという排出者責任があり、例え厚木市内の許可業者に委託しても、排出元に排出者責任は残ります。このことを知っていますか。(○は一つ)

1. 知っていた
2. 他社に委託した場合、他社に排出者責任が移ると思っていた
3. 知らなかった

問8 貴事業所で発生するごみの処理はどのようにしていますか。(複数選択可)

1. 一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と直接契約して処理している
2. 一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）へ依頼し、事業系ごみ指定袋で排出している
3. テナントビルなどの所有者または管理会社が一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と契約して処理している
4. 産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. 市の環境センターに自ら直接搬入している
6. 自社内で自己処理（焼却など）している
7. 近くのごみ集積所に出している
8. その他（具体的に ）

問9 地域のごみ集積所は、家庭ごみを出す場所であり、事業系ごみは、ごみ集積所に出すことはできません。このことを知っていましたか。(○は一つ)

1. 知っていた
2. 知らなかった

問9で「1. 知っていた」と答えた方にお聞きします。

問10 ご自身が想像の上で「ごみ集積所に事業系ごみが出してしまう事業者」という立場に立った場合、下記の事業系ごみを出す理由のうち、1番当てはまるであろうと考えられる内容を教えてください。(○は1つ)

1. 事業系ごみの量が多くないため
2. 少量のため、許可業者に断られたため
3. 集合住宅に店舗が一体となっている建物では、ごみ集積所に出せると勘違いするため
4. 家庭から出るごみと分けることが難しいため
5. 分からない
6. その他（ ）

問11 貴事業所で発生するごみのうち、排出量が多いものは何ですか。(〇は五つまで)

1. 生ごみ 2. 段ボール 3. 新聞・チラシ 4. 雑誌・本 5. OA紙
6. シュレッダー紙 7. その他の紙 8. プラスチック類 9. 缶
10. びん 11. ペットボトル 12. 金属類 13. ガラス・陶磁器類
14. 紙くず 15. 木くず 16. 布類 17. せん定枝 18. 大型ごみ
19. その他（ ）

問12 貴事業所では、今後、ごみをさらに減量化・資源化することは可能ですか。(〇は一つ)

1. 可能だと思う
2. 条件付きで可能だと思う
3. 不可能だと思う
4. 分からない
5. その他（ ）

問12で「2. 条件付きで可能だと思う」と答えた方のみにお聞きします。

問13 それは、どのような条件ですか。(○は一つ)

1. コスト増につながらないこと
2. 手間がかからないこと
3. 減量化・資源化に関する情報提供があること
4. その他（ ）

問14 貴事業所のごみ処理方法について、各品目の処理方法を教えてください。

(○は一つずつ)

	あつあいクリーンセンターへ直接搬入	業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理	業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理	業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理	民間の処理施設に搬入	自社で処理・資源化	業者に売却又は無償で引き渡し	スーパー等での店頭回収を利用	排出物そのものが出ない	その他 ※
例:① 生ごみ	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10
① 生ごみ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
② 段ボール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
③ 新聞・チラシ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
④ 雑誌・本	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑤ OA紙	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑥ シュレッダー類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑦ その他の紙	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑧ プラスチック類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑨ 缶類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑩ びん類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑪ ペットボトル	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑫ 金属類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑬ ガラス・陶磁器類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑭ 紙くず	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑮ 木くず	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑯ 布類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑰ せん定枝	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
⑱ 大型ごみ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

※その他 10 を選択した方は、その内容を御記入ください

()

3 ごみの減量化・資源化について

問15 貴事業所では、ごみの減量化・資源化にどの程度取り組んでいますか。（〇は一つ）

1. 積極的に取り組んでいる
2. ある程度取り組んでいる
3. あまり取り組んでいない
4. 取り組んでいない

問15で「1. 積極的に取り組んでいる」又は「2. ある程度取り組んでいる」と答えた方にお聞きします。

問16 貴事業所で、ごみの減量化・資源化に取り組む理由は何ですか。（複数選択可）

1. 環境に良いため
2. 社会貢献に寄与するため
3. ごみ処理経費削減のため
4. ごみの保管（スペース、悪臭）の問題解決のため
5. 会社全体で規定されているため
6. 会社のイメージアップのため
7. その他（ ）

問15で「1. 積極的に取り組んでいる」又は「2. ある程度取り組んでいる」と答えた方にお聞きします。

問17 貴事業所では、ごみの減量化・資源化に関して、どのような取組を行っていますか。（複数選択可）

1. ごみ減量化・資源化マニュアルなどを作成し従業員に理解と協力を求めている
2. ごみ減量化・資源化に取り組む専門部署や管理責任者を設置している
3. 社員による検討委員会などを設置している
4. 排出したごみや資源物を計量し、データ化している
5. 資源の分別やコピー用紙使用量の抑制などのポスターや注意書きを社内に掲示している
6. 社員の集まる会議の場などで、ごみの発生抑制や資源化を呼びかけている
7. 社員の机やフロアーに古紙回収箱を設置している
8. 社員が休息時に飲んだ飲料水の空き容器の分別回収箱を設置している
9. 自動販売機の回収箱で回収した空き容器を納入業者に返却している
10. 自社内に生ごみ処理施設などを設置している
11. 納入業者に包装の簡素化や通い箱の使用を依頼している
12. 特になし
13. その他（ ）

問15で「3. あまり取り組んでいない」又は「4. 取り組んでいない」と答えた方にお聞きします。

問18 貴事業所で、ごみの減量化・資源化に取り組んでいない理由は何ですか。（複数選択可）

1. 分別などにさかれる手間や労力が多いため
2. 収集や処理に要する費用が大きい
3. 機密書類が多く、資源化が難しい
4. 資源物を保管しておくスペースがない
5. 減量や資源化の方法が分からない
6. 適当な資源回収業者が見当たらない
7. 減量化・資源化を行うほどのごみ量がない
8. 従業員に対する分別の徹底やごみ減量に関する意識改革が難しい
9. 特になし
10. その他（ ）

問19 もえるごみのうち、生ごみが約40～50%を占めていることから、生ごみの減量が重要になります。貴事業所で、生ごみの処理について、どのような取組を行っていますか。（複数選択可）

1. 自社内に生ごみ処理機などを設置している
2. 堆肥化などを行う業者に処理を委託している
3. 生ごみは、発生しない
4. 取り組んでいない（理由： ）
5. その他（具体的に： ）

問20 貴事業所で、事業用大型生ごみ処理機を設置していますか。（○は一つ）

1. 設置している
2. 設置はしていないが、設置を検討している
3. 設置していない

問21 仮に、事業用大型生ごみ処理機の設置費用の助成があった場合に設置しますか。（○は一つ）

1. 助成があれば、是非、設置したい
2. 助成があれば、費用対効果を踏まえて設置を検討したい
3. 助成があっても、設置は難しい

4 事業所から出る廃棄物や食品ロスについて

「食品ロス」とは、「本来、食べられるのに廃棄される食品」のことで、日本国内で年間612万tあるといわれています。

問22 「食品ロス」という言葉をご存知ですか。(〇は一つ)

1. 聞いたことがあり、言葉の意味を知っている
2. 聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない
3. 聞いたことがない

問23 貴事業所で出される事業系一般廃棄物のうち、食品廃棄物が占めるおおよその割合を教えてください。(〇は一つ)

1. 約1割 2. 約2割 3. 約3割 4. 約4割 5. 約5割
6. 約6割 7. 約7割 8. 約8割以上 9. 出ない

問24 上記の食品廃棄物のうち、食品ロスが占めるおおよその割合を教えてください。

(○は一つ)

1. 約1割 2. 約2割 3. 約3割 4. 約4割 5. 約5割
7. 約6割 7. 約7割 8. 約8割以上 9. 出ない
10. 分からない

問25 貴事業所で、食品ロス削減のために取り組んでいることがありますか。（複数選択可）

1. 規格外食材や流通できなかった食材を活用する工夫をしている
2. 季節や天候、イベントの時期など需要に見合った販売の工夫をしている
3. 小容量（小分け）販売やばら売り販売など、消費者のニーズに合った販売方法を工夫している
4. 期限の迫った食品を割引販売するなど、売り切りの工夫をしている
5. 賞味期限、消費期限の短いものを消費者が選択できるよう陳列の工夫をしている
6. 仕入れや調理を工夫し、食材の無駄が発生しないようにしている
7. お客様が適量を注文できるよう、小盛サイズなどの提供をしている
8. お客様が食べ残しを安全に持ち帰ることができるよう、容器を準備している
9. 店舗内に「食品ロス削減」のポスターなどを掲出し、お客さまに啓発を行っている
10. 災害用の備蓄食品を、賞味期限が切れる前に活用している
11. 食品ロスとなる可能性のある食品をフードバンク等で活用している
12. その他※具体的に（ ）
13. 取り組んでいることはない
14. 事業系ごみから食品廃棄物が発生していない

問25で「13. 取り組んでいることはない」と答えた方にお聞きします。

問26 貴事業所で、食品ロス削減に取り組むことが難しい理由を教えてください。（複数選択可）

1. 食品ロスの削減に取り組むだけの人的余裕がない
2. 食品ロスの削減に経費が掛かる
3. 食品ロスを削減する方法がわからない
4. 食品ロスを削減する意味・理由が分からない
5. 食品ロスを削減する必要性が感じられない
6. 食品ロスは発生していない
7. その他※具体的に（ ）

問27 貴事業所で、今後食品ロスの削減に取り組む意欲はありますか。（○は一つ）

1. ある
2. ない

問27で「1. ある」と答えた方にお聞きします。

問28 貴事業所で、今後食品ロス削減のために取り組みたいことはありますか。（複数選択可）

1. 規格外食材や流通できなかった食材を活用する工夫をしたい
2. 季節や天候、イベントの時期など需要に見合った販売の工夫をしたい
3. 小容量（小分け）販売やばら売り販売など、消費者のニーズに合った販売方法を工夫したい
4. 期限の迫った食品を割引販売するなど、売り切りの工夫をしたい
5. 賞味期限、消費期限の短いものを消費者が選択できるよう陳列の工夫をしたい
6. 仕入れや調理を工夫し、食材の無駄が発生しないようにする
7. お客様が適量を注文できるよう、小盛サイズなどの提供をする
8. お客様が食べ残しを安全に持ち帰ることができるよう、容器を準備する
9. 店舗内に「食品ロス削減」のポスターなどを掲出し、お客さまに啓発を行う
10. 災害用の備蓄食品を、賞味期限が切れる前に活用したい
11. 食品ロスとなる可能性のある食品をフードバンク等で活用したい
12. その他※具体的に（ ）

5 新たな制度について

問29 事業所用の生ごみ処理機への厚木市の補助制度を知っていますか。（○は一つ）

1. 補助制度を知っていて利用したことがある
2. 補助制度は知っているが利用したことはない
3. 補助制度を知らない

問30 貴事業所で、事業所用生ごみ処理機を導入する意欲がありますか。（○は一つ）

1. ある
2. ない

問31 貴事業所で、食品廃棄物を資源化する意欲がありますか。（○は一つ）

1. ある
2. ない

6 自由意見

厚木市のごみ処理やごみ減量化・資源化についての御意見や貴事業所での課題や問題点がありましたら、御自由に御記入ください。

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。